

☆ 住宅セーフティネット制度がさらに充実しました ☆

礼金・更新料を受領する住宅も補助対象に！横浜市居住支援協議会の愛称決定！

横浜市では、高齢者や障害者、子育て世帯等の住まいの確保にお困りの方と、賃貸住宅の空き室等をお持ちの大家さんをつなぐ住宅セーフティネット制度として、住まいの確保にお困りの方を受け入れるセーフティネット住宅の登録制度や、セーフティネット住宅に対する家賃等の補助、横浜市居住支援協議会（以下、協議会）による住まいの確保にお困りの方と不動産事業者とのマッチング・入居支援を行っています。

このたび、より多くの住宅で家賃等の補助を活用できるよう、家賃補助付きセーフティネット住宅の対象となる住宅の要件について制度の改正を行いました。

また、居住支援の取組の普及啓発や認知度向上を図るため、協議会の愛称を「よこはま住まいサポート」に決定しました。

1 家賃補助付きセーフティネット住宅における制度改正

これまで、「権利金、謝金等の金品を受領しない契約となっていること」が家賃補助を受ける住宅の要件となっていました。家賃の1か月分を超えない額であれば礼金・更新料の受領が可能となるよう制度を改正しました。

より多くのセーフティネット住宅で家賃等の補助が活用されるよう、賃貸住宅の空き室等をお持ちの大家さんや不動産事業者の皆様への広報・周知や働きかけを行ってまいります。

● 家賃補助付きセーフティネット住宅の概要

1 入居者の主な要件

- (1) 世帯の月収額が15万8千円以下（子育て世代は21万4千円以下）
- (2) 住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金を受給していない
- (3) 横浜市内に在住または在勤していること など

2 住宅の主な要件

- (1) セーフティネット住宅（専用住宅）として登録されている
- (2) 権利金や謝金等を徴収しない契約となっている

※敷金は家賃の3か月分まで、**礼金・更新料は家賃の1か月分まで受領可能**

3 補助の内容

- (1) 家賃減額補助
本来の契約家賃と入居者負担額との差額を最大8万円/戸・月補助
（子育て世代は最大4万円/戸・月補助）
- (2) 家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料の減額補助
初回の保証料、保険料をあわせて最大6万円/戸補助

4 制度の詳細

横浜市「家賃補助付きセーフティネット住宅について」をご確認ください↓

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/torikumi/safetynet/safetynet-hojo.html>

今回の改正箇所



2 協議会の愛称を「よこはま住まいサポート」に決定

親しみやすい愛称を定め、協議会の取組の普及啓発や認知度向上に取り組むことにより、住まいの確保にお困りの方への支援をより一層充実させていきます。

● 横浜市居住支援協議会とは

高齢者や障害者、子育て世帯、外国人等の住まいの確保にお困りの方の民間賃貸住宅等への円滑な入居や居住の安定確保などに関する取組を進めるため、平成30年10月5日に設立されました。

【構成団体】

不動産関係団体 (7団体)	(公社)神奈川県宅地建物取引業協会(6支部) (横浜中央支部、東部支部、西部支部、南部支部、北支部、鶴見支部) (公社)全日本不動産協会 横浜支部
居住支援団体 (9団体)	NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンター、(一財)高齢者住宅財団、 (一社)家財整理相談窓口、ホームネット(株)、(一社)生涯現役ハウス (社福)横浜市社会福祉協議会、横浜市住宅供給公社、 NPO 法人横浜市まちづくりセンター、(株)あんど
その他団体 (9団体)	日本セーフティー(株)、アーク(株)、エルズサポート(株)、総合警備保障(株)、セコム(株)、 (株)齋藤岳郎社(アオバ住宅社)、横浜保護観察所、横浜刑務所、ナップ賃貸保証(株)
横浜市関係局 (5局10課)	国際局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、建築局

事務局：横浜市建築局住宅政策課・横浜市住宅供給公社

◀ これまでの主な取組 ▶

相談窓口開設 (令和元年度～)

住まいの確保にお困りの方やオーナー・不動産事業者、福祉支援機関等からの相談を受け、住まいや福祉相談窓口、居住支援サービスなどの情報提供・相談対応を行っています。

よこはま住まいサポート相談窓口

電話、窓口、ホームページにて受け付けています。※相談は無料です。

TEL：045-451-7812

窓口：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階横浜市住宅供給公社
JR「横浜」駅(東口)より徒歩15分

予約受付時間：10時～12時、13時～17時(土日・祝日・年末年始を除く)

窓口対応時間：10時～12時、13時～16時(土日・祝日・年末年始を除く)

ホームページ：<https://yokohama-kyojushien.jp/>



大家さん・不動産事業者さん向けガイドブック作成 (令和元年度)

住まいの確保にお困りの方に安心してお部屋を貸すために、知っておいていただきたいサポート体制等を紹介するガイドブックを作成しました。ガイドブックのデータは、協議会ホームページに公開しています。
<https://yokohama-kyojushien.jp/about/>



協議会ホームページの多言語対応ページを作成 (令和3年度)

9言語(英語・中国語・韓国朝鮮語・スペイン語・タイ語・タガログ語・ネパール語・ベトナム語・ポルトガル語)とやさしい日本語でご案内するページを作成しました。

よこはま居住支援サポーター登録制度開始 (令和4年度～)

居住支援を行う団体等を「サポーター」として登録し、自力で住まいを確保することが困難と思われる相談者についてはサポーターが住まい探しの支援を行います。

サポーターは、相談者に寄り添った居住支援を行うNPO法人などの支援系サポーターと、要配慮者への受入れに理解のある不動産店などの受入系サポーターで構成します。

障害者の住まいを考える勉強会の開催 (令和4・5年度)

福祉支援者、不動産業者双方の立場からの講演や課題の共有、意見交換等を通して福祉部門・不動産部門のつながりを深め、障害者の居住の安定確保を図ることを目的に勉強会を開催しました。

お問合せ先

(1・2について) 建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 Tel 045-671-4659

(2について) 横浜市住宅供給公社賃貸住宅事業部住まい・まちづくり相談センター長 窪田 圭介 Tel 045-451-7714